

資料6

令和7年度 第1回在宅医療推進協議会訪問看護部会

【報告 5】

訪問看護チラシ配布後の活動報告用紙の取り扱いについて



神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課人材確保グループ

令和7年8月6日

県訪問看護推進協議会を、令和2年度から 県在宅医療推進協議会訪問看護部会として再編し、以下の取組みを行った。

平成29年度

訪問看護普及啓発活動のツールとして
(旧版)チラシと報告用紙を作成

令和元年度(令和2年3月)

新版:リニューアルし県ホームページで公開中

(PDFをダウンロードして活用)

令和5年度～令和6年度

旧版:関連団体等配布

旧版:令和6年度で配布終了

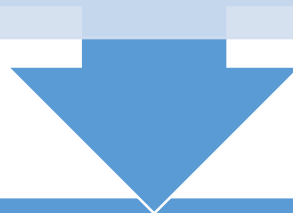
⇒旧版のHP公開終了

訪問看護チラシを活用後に、活動報告を行う仕組みとなっている。

訪問看護チラシの活用

訪問看護ではどんなことができるのか、どういう時(状態)に訪問看護を利用するのかなど、訪問看護の説明と、利用する際のめやすを、チラシに示した

【HPからダウンロード】 ケアマネ向け・医療機関向け・県民向けチラシ



チラシ活用後、活動報告用紙を提出

チラシを利用して、訪問看護への理解が深まったなど、今後の普及啓発活動の参考とするため感想等の意見を報告用紙に記入し、FAXで返送依頼

【HPからダウンロード】 活動報告用紙(感想・問い合わせへの対応報告)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/cnt/f5510/documents/houmonkango/hukyuukeihatsu/documents/houmon.html>



[ホーム](#) > [健康・福祉・子育て](#) > [医療](#) > [医療相談・医療機関・薬局情報](#) > 訪問看護普及啓発活動（チラシ）について

訪問看護普及啓発活動（チラシ）について

訪問看護活用チラシについて

訪問看護活用チラシについて

「訪問看護を利用したいけれど、依頼する内容の判断に迷う」「医療処置などが在宅に必要な場合に、訪問看護にはどんなことを依頼できるのか」「そもそも、訪問看護って、誰が何をしてくれるの？」

訪問看護ではどんなことができるのか、どういう時（状態）に訪問看護を利用するのかなど、訪問看護の説明と、利用する際のめやすをチラシにしました。

訪問看護に必要なケアプランの作成を担当するケアマネジャーさん向け、医療機関で退院調整に関わる職員の方向け、県民の方向けの3種類のチラシを掲載していますので、ぜひご活用ください。

※ 令和2年3月25日 チラシのデザインが新しくなりました。

// ケアマネジャー向けチラシ

[ケアマネジャーの皆様へ（PPT：1,223KB）](#)

※ 連絡先を入力してご使用ください。

// 医療機関向けチラシ

[外来や退院支援に関わる病院職員の皆様へ（PPT：1,185KB）](#)

※ 連絡先を入力してご使用ください。

// 県民向けチラシ

[「訪問看護」をご存じですか（PDF：503KB）](#)

// チラシを利用した感想などをお寄せください

チラシを利用して、訪問看護への理解が深まったなど、感想でも結構ですので、ぜひご意見をお寄せください。今後の普及啓発活動の参考とさせていただきます。以下の報告用紙にご記入の上、FAXで御返送をお願いいたします。

[活動報告用紙No.1（ワード：30KB）](#)（参加者からの感想等をご報告頂く用紙です）

[活動報告用紙No.2（ワード：30KB）](#) チラシについて電話での問い合わせがあった内容についてご報告頂く用紙です）

ケアマネジャーの皆様へ

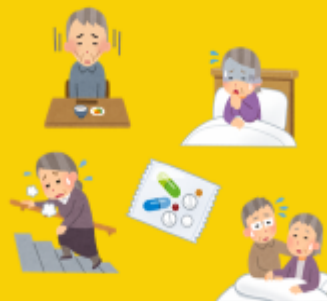


利用者さんのことでの 悩みや困りごとありませんか？



利用者さんについてこんな事、気になっていませんか？

- ・食欲が落ちてきている気がする
- ・自宅でも何度も転んでいるみたい
- ・病状が進行しているような気がする
- ・入退院を繰り返すようになった
- ・残薬がバラバラ
- ・ご家族の疲労も心配
- ・いつもと何か様子が違う感じがする



地域の訪問看護ステーションに
ぜひ、ご相談ください



訪問看護に関する問合せ先

- ☎ 神奈川県訪問看護ステーション協議会
- ☎ 横浜在宅看護協議会（横浜市内のみ）

045-671-9103
080-6680-1133

訪問看護サービス導入のめやす

- 訪問看護導入の「めやす」となる項目を以下に示します。*
- 療養生活を継続するとともに、状態悪化を防ぐためにも、早めに、訪問看護ステーションへご相談ください。
- 必要に応じて、医師・歯科医師・薬剤師等と連携し、利用者さんが安心して暮らせる支援体制づくりをお手伝いします。

食事・栄養

- ☐ 食事の摂取量が少ない ☐ 食事療法が必要
- ☐ 水分の摂取量が少ない ☐ 脱水をおこしやすい ☐ 誤嚥しやすい

排泄

- ☐ 排便障害がある ☐ 排便のコントロールがうまくできない ☐ 洗滌や排便が必要

清潔

- ☐ 入浴や清拭の介助が必要 ☐ 口腔内の清潔が保てない

移動

- ☐ 転倒の既往がある ☐ 移動時に介助が必要 ☐ 一人で起き上がれない

医療管理

- ☐ 酸素を使用している ☐ 人工呼吸器 ☐ 吸引
- ☐ 経管栄養 ☐ インスリン療法等の自己注射 ☐ 点滴
- ☐ 尿路系管理（膀胱癌、留置カテーテル、自己導尿） ☐ ストマケア
- ☐ 疼痛コントロール ☐ 服薬の管理が必要

疾患や病状

- ☐ ターミナル期 ☐ 創や褥瘡がある ☐ 難病や進行性の疾患
- ☐ 慢性疾患のコントロールが不良 ☐ リハビリテーションが必要
- ☐ 入退院をくりかえしている

その他の状況

- ☐ 一人暮らし ☐ 介護度が高い ☐ 予防的な関わりが必要である
- ☐ 介護者の精神的支援が必要である

*「めやす」となる項目は、
神奈川県訪問看護推進協議会「地域包括ケアにおける訪問看護の活用についての実施調査報告書」
（平成28年3月）より、主な項目を抜粋し作成しています。



ケアマネジャー



外来や退院支援に関わる病院職員の皆様へ

患者さんの在宅生活について 悩みや困りごとありませんか？



本人は家で過ごしたいと希望しているけど…

- ・入退院をくり返している
- ・薬剤の自己管理が困難である
- ・医療機器を必要とする生活になる
- ・認知症、がんの終末期、難病など
- ・病状の進行でADLの低下が予測される
- ・家族のサポート力が弱い
または独居である



地域の訪問看護ステーションに
ぜひ、ご相談ください



訪問看護に関する問合せ先

☎ 神奈川県訪問看護ステーション協議会

045-671-9103

☎ 横浜在宅看護協議会（横浜市内のみ）

080-6680-1133

訪問看護サービス導入のめやす

- 訪問看護導入の「めやす」となる項目を以下に示します。*
- 療養生活を継続するとともに、状態悪化を防ぐためにも、早めに、訪問看護ステーションへご相談ください。
- 必要に応じて、医師・歯科医師・薬剤師等と連携し、利用者が安心して暮らせる支援体制づくりをお手伝いします。



食事・栄養

- ☐ 食事の摂取量が少ない ☐ 食事療法が必要
- ☐ 水分の摂取量が少ない ☐ 脱水をおこしやすい ☐ 誤嚥しやすい

排泄

- ☐ 排便障害がある ☐ 排便のコントロールがうまくできない ☐ 洗滌や排便が必要

清潔

- ☐ 入浴や清拭の介助が必要 ☐ 口腔内の清潔が保てない

移動

- ☐ 転倒の懸念がある ☐ 移動時に介助が必要 ☐ 一人で起き上がれない

医療管理

- ☐ 酸素を使用している ☐ 人工呼吸器 ☐ 吸引
- ☐ 経管栄養 ☐ インスリン療法等の自己注射 ☐ 点滴
- ☐ 尿路系管理（膀胱瘻、留置カテーテル、自己導尿） ☐ ストマケア
- ☐ 疼痛コントロール ☐ 服薬の管理が必要

疾患や病状

- ☐ ターミナル期 ☐ 創や褥瘡がある ☐ 難病や進行性の疾患
- ☐ 慢性疾患のコントロールが不良 ☐ リハビリテーションが必要
- ☐ 入退院をくりかえしている

その他の状況

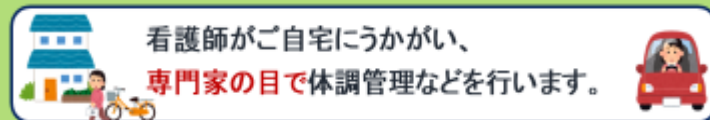
- ☐ 一人暮らし ☐ 介護度が高い ☐ 予防的な関わりが必要である
- ☐ 介護者の精神的支援が必要である



*「めやす」となる項目は、神奈川県訪問看護推進協議会「地域包括ケアにおける訪問看護の活用についての実施調査報告書」（平成28年3月）より、主な項目を抜粋し作成しています。



「訪問看護」をご存知ですか？



身の回りのことが
できなくなった

- ・食事、排泄、薬の管理など、日常生活のアドバイスをいたします
- ・リハビリや身体の保清を行います



通院が難しいので
家で医療を受けたい

- ・主治医と連携をとり医療的ケア、床ずれなどの処置を行います
- ・症状の改善、悪化予防のためのケアを行います



自宅で最期まで
暮らしたい

- ・医療介護サービス等との連携をはかり、看取りに対応します
- ・24時間対応します



赤ちゃんから高齢者まで
ご利用いただけます



(介護保険・医療保険の適用があります。また、医師の指示書が必要です。)

かかりつけの医師や看護師、
介護支援専門員(ケアマネジャー)または、下記にご連絡ください

訪問看護に関する問合せ先
 神奈川県訪問看護ステーション協議会
 横浜在宅看護協議会(横浜市内のみ)

045-671-9103
 080-6680-1133



問合せ先: 神奈川県医療整備・人材課人材確保グループ 045-210-1111(代)

訪問看護サービス導入のめやす

早めに訪問看護を利用することで、状態の悪化を防ぐことができます。
 以下の項目にあてはまることが多くなったら、
 かかりつけ医、ケアマネジャーにお気軽にご相談下さい。
 訪問看護師は、医師・歯科医師・薬剤師・理学療法士(リハビリテーション)・
 栄養士等と協力し、利用者やご家族の皆様が自宅で安心して
 暮らせるようお手伝いします。



食事・栄養

- ☐ 食事の量が減った ☐ 減塩やカロリーなど、決められた食事をとる必要がある
- ☐ 水分をあまり飲まなくなった ☐ 食事・水分や痰でむせやすくなった
- ☐ 脱水をおこしやすい



排泄

- ☐ 尿が出にくい ☐ 便秘または下痢がみだ ☐ 自力で便が出ず、浣腸が必要だ

清潔

- ☐ 入浴に手助けが必要 ☐ 一人で歯磨きやうがいができない



移動

- ☐ 転びやすくなった(転んで骨折したことがある) ☐ 移動や起き上がりにも手助けが必要

医療管理

- ☐ 酸素 ☐ 人工呼吸器 ☐ 吸引 ☐ 経管栄養 ☐ インスリン等の自己注射
- ☐ 点滴 ☐ 膀胱ろう、留置カテーテル、自己導尿 ☐ ストマケア
- ☐ 痛み止め(麻薬)を使用している ☐ 薬をきちんと飲んでいるか確認が必要

疾患や病状

- ☐ ターミナル期 ☐ 治療が必要な傷や褥瘡(とずれ)がある ☐ 難病や進行性の疾患
- ☐ 薬や運動の調整が必要 ☐ リハビリテーションが必要
- ☐ 入退院をくりかえすようになった(間隔が短くなった)



その他の状況

- ☐ 一人暮らし ☐ 介護度が高い ☐ 生活するうえで医療的アドバイスが必要である
- ☐ 介護される方の悩みや相談への支援が必要である

神奈川県訪問看護推進協議会
 「地域包括ケアにおける訪問看護の活用についての実態調査報告書」(平成28年3月)より主な項目を抜粋し作成

活動報告用紙No.1 参加者からの感想等を報告

No.1

_____年度訪問看護普及啓発活動 報告用紙

実施者氏名：_____様 所属：_____

実施日	年 月 日 時 分 ～ 時 分
会議名	
会場	
会議の設置主体	(横浜市・川崎市は区名まで記載をお願いします)
活動の内容	
出席者の反応	出席者 名 (うち、ケアマネジャー 名)
評価 今後に向けて	
その他	

普及啓発活動に御協力いただきましてありがとうございました。

書類提出はFAXをお願いします。

045-210-8858 神奈川県医療人材確保グループ 宛て

活動報告用紙No.2 問い合わせがあった場合、内容を報告

No.2

_____年度訪問看護普及啓発活動 報告用紙（電話問い合わせ回答用）

問い合わせ日	年 月 日
対応した方	
事業署名	
問い合わせ者の 職業	
問い合わせの 内容	
対応	
その他	対応して頂いた感想も含め、お気づきの点がありましたらご記入ください

普及啓発活動に御協力いただきましてありがとうございました。

書類提出はFAXをお願いします。

045-210-8858 神奈川県医療課人材確保グループ 宛て

令和4年度～6年度の活用状況

HP『訪問看護普及啓発活動(チラシ)』 ページビュー数推移

- チラシ、活動報告用紙のダウンロード数は不明だが、359～1092（平均791）と、チラシに関するホームページの閲覧数が多い。
- 閲覧数から、チラシについても閲覧しダウンロード等で活用していることが考えられる。

年度	年間ページビュー数
令和4年度	922
令和5年度	359
令和6年度	1092
平均	791

今後の活動報告用紙の取り扱いについて

- 令和4年度～6年度において当課へ活動報告用紙の提出はなし。
また、当課にも特にチラシや活動報告用紙に関する問い合わせもなし。



- 『訪問看護普及啓発活動(チラシ)』
作成から5年経過し、ホームページの閲覧数が維持され、問い合わせ等もないことから、**活動報告用紙のHP掲載は終了**とする。



- 今後は、チラシ活用に関する周知とともに、ホームページのページビュー数の把握を行い、チラシの内容を評価していく。